

九万の内容を調べて見ますと、一番補助率の高くて、而も僅か八坪の第二種公営住宅のほうに三六%という大きな希望が出て参つております。併し私も建設行政の面から行きますと、都市の不燃化という点を非常に願ひたいので、これを厚生省の社会局あたりと折衝いたしまして、これを二五%程度に止めていた次第でございます。それから不燃率につきましては、簡易耐火構造、特殊耐火構造並びに耐火構造の数字がやはり地方の事情は非常に低くなつております。と申しますのは約二〇%の程度でございます。二十七年の予算につきましては、私も昨年の耐火構造の線を下廻りたくないというので、いろいろ努力いたしまして、結局昨年とはほぼ同様な二九%に抑えたわけでございます。この数字を三カ年計画といたしましては三五%に持つて行きたい、即ち大分この点で地方の希望とは食い違つてゐるわけでございます。それから第一種の本造につきましては、地方の希望といたしましては四四%程度でございましたのを、二十七年では五一%になつておりますが、耐火構造のほうに重点を置きまして、耐火上、四〇%と下げてございまして、実は公営住宅は公庫住宅に比べますと、一段収入の低い階層を対象にいたしておりますので、特に問題の多い大都市を重点的に考へて行きたいというふうな考へていたわけでございまして、大都市の住宅事情と申しましては、御承知のように地方財政の苦しさの面から、非常に昨年大体二十六年度あたりから返して来る傾向がございまして、返されたものは止むを得ず地方の都市並びに町村へ割当てるという現状

でございます。これは起債の枠が公共事業として一本になつておりますので、都市の立場上重点的な仕事の割振りで、大都市がどうも公営住宅が取れぬという現状がございまして、これは、実は本年の二十七年予算算の場合に、私ももとより頭張つて戸数を上げべきだつたのでございまして、この起債の面を一つ強く直して頂いてから、二十八年以降に戸数を上げるの馬力をかけようということ、ちよつと計画を変えたようなこともございまして、今年度の戸数が昨年度同様の数字で止まつたことは、誠に私もとしまして不本意でございますけれども、御了承願ひたいと存ずる次第でございます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 皆さんにちよつとお諮りいたしますが、この分の質疑を続けますか、それとも屋外広告物法の一部を改正する法律案、これを懇談で一つお願いしたら如何でしよう。

○田中一君 時間があるから、質疑をやつたらどうでしよう。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 今のですか。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記を始め下さい。それでは公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求めた件の質疑に移ります。御質疑のございしますか。たはどうぞ順次御発言を願ひます。

○田中一君 今政府委員の御説明のうち、各地方から集まりましたところの計画の資料、そのうちなげ木造が非常にパーセンテージが高いかという点の原因は無論お調べになつておられると思いますが、なぜ高いか、なぜ多いか

といふことの理由の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(大村巳代治君) これはまだ従来の日本の住宅といふものは、まあ木造であるといふ昔からの慣習が地方でも抜け切れぬのだと思つた次第であります。地方へ行つて見ますと、まあコンクリート造でできるのはアパートが初めてだといふ都市が相当多いのでございまして、都市の不燃化問題が非常に遅れてゐる結果じやないかと思つております。

○田中一君 私は今の局長のお話、習慣的に封建的であるから、曾つての住宅そのものに頼るのだというお考えのようですが、別にこれは無論公営住宅は住む者が負担するのでなく、その入居者が自分の資金を以て建てるものではないのです。従つて入居者の希望といふものよりも地方公共団体の負担力の問題が一番大きいのではないかと、若しも今の局長のお話が正しいのならば、地方の県民なら県民に向かつて、入居者に対して、君たちは一体どういふ建物に入居したいのかという興味の調査でもして、その結果ならばいざ知らず、私は今日の都道府県から出ておるところの報告の集計というものは、恐らく公共団体自身が財政的な窮乏から安い家をたくさん建てようというよきな意図から出たものではないかと思ふのです。従つて今の局長のお話は、今申上げましたように、興論をお調べになつて、その上の結論であるならば今の御説明は納得いたします。そうでなくてただ従来の推定とか何とかといふことで、都道府県、公共団体から建設省のほうに寄せられた表ならば別の観点からお考えになれんかど

うか、その辺をもう一遍お伺ひしたい。

○政府委員(大村巳代治君) 只今の田中先生の御意見に御尤もでありまして、二十七年の木造と耐火構造と比べて見ますと、大体木造で戸数二十万七千の標準単価にいたしてあります。ところが耐火構造でございまして、五十九万七千と、約倍の単価の工事費になるわけでありまして、自然地方の財政的な立場から戸数は殖やさなければならぬ、併し財政の立場も考えなければならぬといふことで、不燃構造よりは木造といふふうな地方当局の意向が強いのだらうと思へるわけでありまして。

○田中一君 そうしますと、この集計されたものは、都道府県が自分の考へておる客観情勢からこうだらうという推定の下に寄せられたものと解釈してよろしうございしますか。

○政府委員(大村巳代治君) 御説の通りであります。

○田中一君 この第一種のうち木造は坪数は何坪になつて、一坪当りの単価は幾らになつておりますか。

○政府委員(大村巳代治君) 第一種は坪数を平均十坪といたしてございまして、単価工事費が二万三千円でございます。それから附帯工事費が坪当り二千五百円、用地費が二千二百円と相成つております。それで總額が二十七万七千円という数字になります。

○田中一君 特殊耐火構造はどういう工事になつておりますか。

○政府委員(大村巳代治君) 特殊耐火構造と簡易耐火構造と耐火構造の三種に分けてあるのでございますが、特殊耐火構造は、実は御承知のようにいろ

いろ特許品が多いわけでございます。これを御承知のように火山砂利を使いましてコンクリートとか、特許外の研究を官庁部のほうで建築研究所と一緒に研究をしております。そういうものが相当に安くできるような見通しはあつたわけでございます。その成果のわかり次第建築基準法にも取上げて実施できるようにいたしたいと考えております。坪数は十二坪を基準といたしてあります。

○田中一君 耐火構造のほうは単価幾らになりますか。ちよつとその資料をお持でしたら……。

○政府委員(大村巳代治君) ちよつと先ほど五十九万七千と申し上げましたのは誤りでございまして、先ほど申し上げました耐火構造は数字を誤りました。第一種の耐火構造は十二坪で、主體工事が坪当り五万二千五百円、附帯工事が四万四千円、用地費が二万二千円としまして、合計が七万七千二百円でございます。これを標準といたしてあります。

○田中一君 この七万七千二百円といふものの内訳をもう一遍。

○政府委員(大村巳代治君) 耐火構造第一種の十二坪のものでございまして坪当り主體工事が五万二千五百円でございます。ですから主體だけで、十二坪分といたしますと、六十三万といふことになります。それから附帯工事が坪当りにして四千円でございます。四万八千円、用地費が坪当り二千円でございます。二万四千円、この合計が七万七千二百円と相成つております。

す。

○田中一君 用地は一万四千円です。

○政府委員(大村巳代治君) 用地は二千円、十二倍でございますから二万四千円でございます。附帯設備が四千円でございますから、十二坪分としまして四万八千円と相成ります。

○田中一君 ちよつと資料があつたら資料を頂きたいのですが、というのはね、無論この耐火構造のものは三階とか、四階とかあると思うのです。従つてそここの計算がちよつとはつきりしないのですが……。

○赤木正雄君 この公営住宅十八万戸を建設する費用は幾らですか。

○政府委員(大村巳代治君) 総額にしまして事業費が七百四十五億くらいになりまして、補助に交付される金額が三百九十二億七千四百八十万円と相成つております。

○赤木正雄君 昭和二十七年にはこのうち幾ら使つていくのですか。

○政府委員(大村巳代治君) 北海道を入れますと五十億くらいになつております。

○赤木正雄君 三カ年計画といたして三百九十二億、七百四十五億要ります。このうち昭和二十七年のものが五十億として予算化していいと思ひますが、その後のものは予算化していいのに、三カ年計画で出しているのはどういふわけですか。これは無論前年の法律で要りますが、予算化していいものをどうして出しているのですか。

○政府委員(大村巳代治君) これは公営住宅法の第六條によりまして御承認を得ることになつておる関係で……。

○赤木正雄君 今のことは存じており

ます。承認を得ることは知つていますが、けれども實際予算化してないのですから二十八年も二十九年も公営住宅と言つても事案できるかどうかかわからない。ただ予算化してないものを出すならば、前の法律が懸れば前の法律を直せばいいんです。この点はどうなんですか。

○政府委員(大村巳代治君) 御承知のように公営住宅法の第六條第六項に「内閣は、昭和二十七年以降毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三項の規定により国会の承認のあつた公営住宅建設三カ年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ。」といふことになつておりますので、三十八年度、二十九年は三カ年計画の御承認を基礎にして予算が組まれるといふふうに考へております。

○赤木正雄君 これはあなたの御意見ですか、或いは大臣の御意見ですか、今の御説明は……。

○政府委員(大村巳代治君) これは私がこの法律に則りまして御答弁申し上げましたので、大臣の御意見は先般衆議院のこの三カ年計画の御質問のありましたときにおつしやいましたことを敷衍いたしますと、国の財政の立場上できるだけの線に近付きたいといふような御説明をされておりました。

○赤木正雄君 そういたしますと、この法案を我々がきめまして、国民は恐らく三カ年間に十八万戸の公営住宅ができる、こういうことは知るわけなんです。ところが實際においては予算化されない。これは非常にギヤツプがある。その責任は誰が持つのですか。

○政府委員(大村巳代治君) 実は二十

七年度の予算の要求のときの事情を申し上げますと、この公営住宅にどちらかという力を入れなかつた、と申しますのは、先ほど申し上げましたように、地方の財政の事情で余りたくさん取つても消化しないと困るというように考へたわけでございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、地方の起債の枠を一〇〇%取つて渡しますればこれはもう無尽蔵に消化できると思ひます。現状からいいますと約五〇%しか取れておらん、而も当初の割当は三〇%程度の割当でございますので、市の一般財源を食うことは非常に大きいような事情になつております。この点も是非私どもといたしましては起債を一〇〇%出せるように努力し、その上で戸数を上げたいといふわけで、まあどちらかと申しますと公庫住宅に重点を置いた嫌いがあるわけでありまして、それでまあ公庫のほうはこの公営住宅に比しますと倍の数字を確保いたしてある次第でございます。でございまして、努力次第によつては相当数字を私も上げるんじやないかという期待を二十八年度並びに二十九年度に持つておるわけであり

ます。この計画につきまして一応大蔵省のほうも納得いたしましたのでございしますから、そちらも責任を追及されまして、私も非常に責任を感じておりますが、私どもがやるだけの努力をいたしたいといふところで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○赤木正雄君 それは私の質問の要點に少しも触れてない、その御答弁では……。これは責任はつきりせんと困る。我々はこれを審議して採決した場合には、少くとも十八万戸の家が、

事業面においてはこれは予算でありましてから審議しませんが、十八万戸の家を建てると保証したと同じなんです。ところが實際は、それが二十八年度においては何ら予算化されない、非常にぞうずると我々の責任があるのです。国会議員としてそういう無責任なことではできません。でありますから、今局長のお話にこれは杜撰な話だと思ひます。實際できるということは大蔵省はどういう考へを持つておるか。一体継続予算はこれに対しては取れてないと思ひます。本年度予算は継続予算が取りませんが、これに対しては継続予算が取りませんが、少くともこういう戸数をふつて以上は継続予算があつて然るべきものを、継続予算がなくなつてこれだけのものを出すといふことは間違つておる。私はこれに対して大臣の御説明を聞きたい。あなたの説明は結構です。これ以上追及してもあなたにはわかりません。私は大臣に御説明を聞きます。今日はこれで私の質問は保留します。

○田中一君 木造の希望が多いということが、結局先ほど財政的な負担力がないといふことに起因するならば、このお示しの第一種耐火構造の単価が五万二千五百円ほどになつておる、この五万二千五百円というものは、あなたが持ちの資料の中に何と何が入つて、どういふ家が造られるのかといふことの資料がございせんか。例えば家の構造、設計、それによつてどういふ形にできたかといふ一応の仕様書といふんです。予算書があるはずで、それ、戸当りの仕様書といふんです。それをあなた持ちましたらちよつと出して頂きたい、なければお取寄せ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大村巳代治君) ちよつとその核心が、もう一遍……。

○田中一君 この基礎設計、これと公営住宅そのものの仕様書、積算書といふんです。そういうものを出し願ひたいと思ひます。

○政府委員(大村巳代治君) 只今手許に資料を持つておりませんので後ほどお届けいたします。

○田中一君 この第一種耐火構造五万二千五百円というものが家の部分と、造作の部分と、それから無論先ほどのお話のように用地とか、或いは附帯設備とかといふものと分類して、そのパーセンテージはどのくらいになりますか。三つか四つに分けて、主なるものについて結構ですから造作、それから主体構造と、附帯設備と用地……。

○政府委員(大村巳代治君) お示しの主体構造の内容でございしますが、これは現在のところ細かく主体構造費幾ら、仕上費幾らといふような御希望の区分をいたした資料がございせんものですか、附帯工事費、用地費は別に挙げてございします。附帯工事費のほうの内容区分はつきりした数字を今手に持つておりませんので、これも後ほど内訳を区分いたしまして、お手許に送りたいと思ひます。

○田中一君 私がこういう質問をするのは、結局この地方の負担費が耐えられんのだ。負担が耐えられんといふことから出発するならば、ただ木造公営住宅を造るということが原則であつてはならないと思ひます。私は少くとも国が補助し、その公共団体が経営す

るところの住宅というものは、やはりその財産だという意味においてどこまでも特殊耐火、又は耐火構造のものでなくてはならないと思ひます。施行令を見ますと、大体において木造住宅に對しては償却期間を二十年ということにしている。二十年と見るうちに修繕並びに、管理事務費は別ですが、修繕費の乗率が出ておりますが、一体二十年目には第一回に投下いたしましたところの第一種木造の二万三千円というものがこのまま据置いたとしても、補修修理並びにその他について幾らもの乗せられるか、費用として二十年目に……その計算がおわかりならばお出し願ひたいと思ひます。私の質問によつと廻りこいというのですが、こういうことです。第一種木造二万三千円で計算いたしました、これに對して二十年目、施行令では二十年償却になつてゐる、二十年間でどれだけの修繕費又管理費がこれにかかるかどうかという数字をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(大村巳代治君) 勿論この家賃を計算いたしますのに修繕というものを別々に設け、たしかあれば数字はつきり記憶しておりますが、五、六分と思ひますが、後ほど正確の資料で差出しますけれども、この修繕費の問題につきましては、土地柄に非常に影響するところが多い。例えば湿地帯にまあ止むを得ず建てたというよりも、まあ比較的早く寿命が参りますので、まあ一応家賃計算の上で修繕費を計画はいたしておりますが、それとびつたり合ひというわけには参らんとと思ひます。

○田中一君 私伺つてゐるのは、今のこの耐火構造のものがこゝで七十年の

償却期限と見ている。木造のほうは二十年、これは国の財産なんです。これは国の財産ですから無論償却を見ておられますから結局二十年目の残余はペーしなればならないということになるんですが、二十年目に修繕費並びに管理費といふものが残るほどの二万三千円の単価で家が得られますが、二十年目にこれに計算される修繕費、管理費といふのはどのくらいになるか。まあ耐火構造の場合は施行令を見ますと、やはり乗率が出ておりますが、わがらが国の利益になるかというのを見たいんです。家賃のことを伺つてゐるのではなくて、耐用年数といふものは、さういふものを考へてどちらが国の利益になるかといふことを発見したいと思ひます。これは無論常識的に木造は二十年でもう駄目になるといふことは、十五年目くらいに大改修をしなければ住めないような家になるといふことはわかつております。従つて地方公共団体が資金の面で苦しいというならば起債の点も、先ほど局長がいろいろ方法を講じようといふお話もございまして。ただ耐火構造の場合五万二千五百万円を二万三千円で切下げることはできるかできないかといふことなんです。この二万三千円に切下れば木造と同じ価格になるならば、これは今言つたような修繕費、管理事務費といふものは乗率が低いんです。耐火構造のほうは……そこまでのもので供給するといふ考え方にはなれば、これは国の財産といふものを七十年、八十年、百年そのまゝ原形を保てるということなんです。従つてさういふ御研究をしたことがあるかどうか。又さうい

う御研究をしようとする意思があるかどうか、さういふ点を伺ひたいと思ひます。それには細かに修繕その他の管理費の乗率を合算して見て、どういふことになるかといふことを考へてなつたことがあるかどうか、それが一つと、耐火構造の五万二千五百万円を二万三千円で家賃だけを提供するといふことが技術的にできるかどうか。私は先ほどの資料をお取寄せ願ひたいと言つたのは、いわゆる耐火構造の五万二千五百円の内訳といふもの、これは何分が幾らでやつて、国が經營するものはやはり家に限られなくちやならぬ、造作の分を、家庭の営みの分まで立入ることができないのじやないかと思ひます。これは資金がたかさんあつて、文化的な便利な家を建てることは希望でしようけれども、現在の段階においては戸数をたくさん建てる、それも木造の十五年、二十年でなくなつてしまふような家を建てるのでなくで、實際にあなたが言つてゐる通り百年も持てるくらいの家をたくさん提供するという観点からしなければならぬといふ前提の下に伺つてゐるわけですが、今の点について御調査又は研究等なさつたことがあれば御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大村巳代治君) 田中先生の年来の御意見を私拝聴いたして、研究いたしては行きたいと思つております。と申しますのは、御承知のように私もさういふ議論をいたしますが、アパートで鉄筋コンクリートの建物の中に生活していらしやるかたは非常に少い。それで現在こしらえており

ますアパートは、やはり内部に入つて見ますと、木造の家の気分を出すようにならうに仕上げを努力してやつておられます。さういたしますと、内部の命数につきまして、田中先生の御意見でいいますと、畳とか建具とかいふものがやはり相當に傷むわけでありまして。これは田中先生の御意見ですと、当然店子持ち、中へ入つてゐる者がやるべき筋合のものじやないかという御意見だと思ひますが、この点はなかなか私も技術者といつたしまして、気持よく住んでもらうといふ考へ方から、ついでできるだけのことをして上げたい、例えば流しもつけて上げる、風呂も煙突もつけて上げるというほうにどうも持つて行き勝ちで、住宅局の内部でまだそこまで創切つて、建物をプロパーだけ建てて建具や畳は入居者持ちといふところまではつきり決断がつかん現状でございます。その点暫らく時間をかけて頂きたいと思ひます。

○田中一君 第一種各種耐火構造で、これは四万三千円になつておりますが、これも後ほど一纏めに内訳の資料をお出し願ひたいと思ひます。それから附帯設備といふんです。児童遊園地とか、共同浴場、集会所などは、これはあなたも非常に住宅供給者として温かい思いやりから考へておられるのでしようが、さういふものが公営住宅法には載つております、できるだけやれといふことが……併し現在の段階でさういふものをしなければならぬとお考へですか。さういふものを作つたほうがいいと……三百七十万戸といふような龐大な住宅難、住宅不足といふものを訴えられてゐる現状で、さういふものまでも入居者に対して提

供したほうがいいという考へ方の下にやつておるのですか。

○政府委員(大村巳代治君) 御承知のようにこの公営住宅の建設は、或る程度集団で建てませんといふのの不便があるでございまして。その集団の大ききによつて、児童遊園地はさういふ以上の規模のときにはさういふ一定の基準をきめておるわけでございます。ところがなか／＼敷地の取得難でございまして、大きな集団の計画は敷地が得られないといふことが多い關係上、一応理想としてこゝには掲げてございしますが、なか／＼この線が守れない現状でございます。

○田中一君 三百七十万戸建てなければ家が足りない。日本の経済の事情は、今後何兆円かの賠償を払わなければならぬ。国民生活はまあ衣食の点については多少とも緩和された。併し住宅問題ばかりはその点解決される曙光が見えないといふ場合に、二千万円の金を投じてさういふものを作つたほうがいいか。これは公営住宅といふものの予算に計上されるということは一応法律に規定してありますから計上するでしようが、別の観点からこの予算を計上するといふ考へ方にならぬものでしようか。これだけの金が、二千万円の金があるなら、非常にたくさん家が造れると思ふ。さういふ点についてはどうお考へになりますか。

○政府委員(大村巳代治君) 一応私どもこの公営住宅法に基いて計画してゐるのでございまして、ほかのほうから予算を取るといふことはまだ思ひつかずにおりました次第でございまして。

○田中一君 この建設費用は家賃に入るのですか。一戸当りの家賃に計上さ

れて償還さるべきものですか。別途に償還さるべきものですか。何か収入があるのですか。共同施設、共同浴場とか集会所、児童遊園地、こういうものの建設費は何かから求めるのですか。家賃の収入から求めるのですか、どうですか。

○政府委員(大村巳代治君) 只今共同施設につきましては国庫補助も認められておらんという現状から見まして、地方公共団体が熱意のあるところはやつて下さいというようになりなす。そうしますと公共団体の意思で以て無償でやられることもございまして、或いは若し公営住宅法の家賃計算の線に乗りますれば、これに加算されることもあるかも知れませんが、現在のところ殆んど公共施設につきましては家賃に加算されておらんような状態でございす。

○小川久義君 先ほど赤木委員から言われたように納得の行かん点は、根本的に考えたら三カ年計画である。三カ年には十八万戸の家を建てる、その総計費は七百四十五億である。今年は五十億だけである。観念的に、常識的に考えても、三年で七百四十五億なら、少くとも第一年度においてその三分の一を計上すべきである。それからもう一つは三年計画という以上は、三年間に十八万戸建てるというのにはこれは計画でない、目標だけのようには考えられる。従つて計画なら第一年度は木造耐火建築、こういう区別をして、これこれのものを建てる。第二年度にはこういうものを建てる。第三年度においては十八万戸というものを完成するといふものがなければ、僕は計画といふことはできないと思ふのです。それ

を十四分の一か十五分の一ほど今年一年にちよつと出して、そしてこれを国会が承認した……と赤木委員が言われた通りに一般国民は、これは国が金を出し、都道府県が金を出して、三カ年に十八万戸の家ができるのだと思ふのです。ところが現在の様子を見ても、七百四十五億に対して五十億しか出してない。そうすると我々これを審議するに当つても、三年間に十八万戸の家ができるとは考えられない。さつき局長から大臣の答弁を御紹介になつたが、できるだけその線に沿うといふのは計画じゃない。僕は田中氏の御質問も重要だと思ふが、根本的にはこれは三カ年計画でないと。これを少くとも予算化するには、先ほど申し上げました通り、第一年度はこれだけ出すのだ、第二年度はこれ、出すと、第三年度に至つて七百四十五億になつて十八万戸できると、これが一つの計画でなければならぬ。計画書を見ましても、ただ木造はこれだけ、耐火建築物はこれだけ、一種はこれだけ、二種はこれだけというだけであつて、予算の裏付けがない。現在五十億だけの、七百四十五億に対する予算の裏付けがあるだけで、あとはない。そして、そこに僕は根本的にこれは何か考え直す必要があるんじゃないかと思ふ。この点はどうなんですか。局長に聞いてもこれはむづかしい話なんだが、大臣に聞くならこの次の機会に大臣に赤木委員と同じように聞きたいと思ふのですが、どうも審議に當つて我々これを承認した以上は、国民に対しての責任がある。十八万戸できなかった場合にどうするかと、赤木委員の言われた通りなんです。この点局長のお考えはどう

なんですか。十八万戸できるのですか、できないのですか、ただ飾つただけか、実質的に本当に十八万戸といふものを確信を持つてお造りになる意思があるのか、その点を根本的に伺いたいと思ふのです。

○政府委員(大村巳代治君) 先ほど御説明を申しますのをちよつと落したのではないかと思ひますが、事業費は七百四十五億でございすが、補助費は三百九十二億で済むわけだと思ひます。そういたしますと、約四百億といふことになるわけでありまして、現在五十億から比べますと約八倍くらいの数字に相成るわけだと思ひます。実はこの十八万戸を定めます経緯につきましては、住宅審議会からは年次別の数字を答申されたわけだと思ひますが、政府の立場といたしますと、すでに二十七年の五十億というのを先にきめております。そのときには勿論住宅金融公庫の五万戸分の百五十億というのを認められたわけで、この二つが併行して行くという点で以て、二十七年度は二百億の予算を認められておるわけでありす。それでございすから、まあ今までの私どもの考え方が自己住宅に重点を置き過ぎたということではないかと思ひますので、むしろ賃貸住宅に重点を置きまして努力いたしますれば、年間二百億の予算を住宅に割いて頂けるならば、将来必ずしもこの数字が二十八、二十九年度で消化できんということではないかと考えております。

○小川久義君 今の局長の五万戸といふのはこの中に入つておるのですか。○政府委員(大村巳代治君) 入つておりません。金融公庫です。

○小川久義君 金融公庫のやつは別でしよう。だからこの計画は飽くまで十八万戸なんですよ。そうすると、これと別の五万戸まで金を出したから二百億になるというのには、僕は納得行かないのですが、この計画に対して出した金は五十億でしよう。その別のやつに五万戸出てる……。

○政府委員(大村巳代治君) ちよつと速記をとめて頂きたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め。それでは今日はこれを以て散会いたします。

午前十一時五十八分散会

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所